

平成 14 年 6 月 11 日
環 境 局

第 3 回黒須田川流入水路等のダイオキシン類 対策本部会議の結果について

本日、第 3 回黒須田川流入水路等におけるダイオキシン類対策本部会議を開催し、次の事項を決定しましたので、お知らせします。

「大伸建設株式会社に対する産業廃棄物焼却施設の使用停止命令 及び改善命令の執行を決定」

市は、大伸建設株式会社代表取締役 松本廣美に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法にもとづく、上記の不利益処分を別紙のとおり決定しました。

これに先立ち、前回の対策本部会議の決定にもとづき、平成 14 年 5 月 23 日に、行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会を付与するため、その旨を文書で通知しておりましたが、6 月 6 日に、市の指摘（違反の事実）を認め、「特に弁明なし」との弁明書が提出されました。

これにともない、平成 14 年 6 月 7 日に開催した環境局不利益処分検討委員会における審議の結果を踏まえ、本日の対策本部会議で決定したものであります。

これを受け、本日、大伸建設株式会社代表取締役 松本廣美に対し、上記行政処分を通知いたしました。

問い合わせ先

生活環境部廃棄物指導課	小 松	200 - 2592
公害部水質課	漆 畑	200 - 2519
公害部企画指導課	竹 内	220 - 2505